

## 政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和5年12月1日(金) 10:55~11:04

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

### 3 出席者

#### (1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 新堀 史明、田中 信次、永田 てるじ、栄居 学、望月 聖子、脇 礼子、  
柳瀬 吉助、藤井 深介、松川 正二郎

#### (2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、  
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、  
参事兼議事課長 井上 実、政策調査課長 林 弘幸

### 4 議題

政務活動費のあり方の検討について

### 5 会議記録

#### (田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

前回、11月29日の当連絡会において、検討事項の方向性について、決定いたしました。

そこで、これまでの議論を踏まえ、本職において、「政務活動費連絡会報告書(案)」を作成いたしました。

お手元の資料をご覧ください。

この座長案について、議会局に説明させます。

#### (経理課長)

それでは、「政務活動費連絡会報告書(案)」についてご説明させていただきます。

まず、見開き左側では、「はじめに」として、これまでの検討の経過等について記載しております。

1ページをご覧ください。

「I 政務活動費に係る収支報告等の手続のオンライン化」でございます。

「1 現状」につきましては、本年5月に公布された改正地方自治法により、政務活動費の議長への収支報告が、電磁的記録によっても行うことができることとなったこと、本県議会では、政務活動費条例により、収支報告書等の議長提出書類等については、紙媒体で提出する取扱いとなっていることを記載しております。

次に、「2 検討の視点」でございます。

自治法の改正により、令和6年4月から電磁的記録による収支報告が可能となりますが、この場合の手続について条例で定められている必要があること、また、会計帳簿の写し等について、オンラインによる提出を可能とするためには、条例に定める必要があること、

また、5万枚近い書類をオンラインという選択肢により提出することが、事務処理上、適当であるか検討する必要があること等を記載しております。

次に、「3 課題」につきましては、まず、「(1) 提出方法」でございますが、「オンラインによる提出方法として、電子メールによる送付などが考えられるが、セキュリティ上の重大なリスクなどが伴うため、現段階においては、オンライン手続の手法として取扱うことは難しい」としております。

次に、「(2) 作業」でございますが、「オンラインによる提出を可能とした場合、提出方法が電磁的記録による方法と紙媒体による方法の併用で行われることが想定されるため、作業が煩雑になるおそれがある」としております。

次に、「(3) 閲覧者対応」でございますが、「議長提出書類を電磁的記録により管理する場合、紙媒体による閲覧を希望する者に対して、紙媒体での閲覧も可能とするか検討が必要となる。

また、閲覧申請手続をオンラインで行うかについても、検討する必要がある」としております。

以上を踏まえまして、「4 方向性」といたしましては、「地方自治法の改正により、収支報告については、令和6年4月から電磁的記録で提出することが可能となるが、具体的な手続については、適切に条例で定めていく必要がある。

また、オンライン化については様々な検討課題があるため、政務活動費に係る書類の提出については、本県議会では、会派申し合わせにより、当面、書面で議長に提出することとする。

議長提出書類に係る県民等からの閲覧申請のオンライン化については、県民等から議会への他の手続と歩調を合わせることに」としております。

次に、「II その他」をご覧ください。

「1 改選期の年会費等の取扱い」でございます。

「(1) 現状」では、現在の取扱いの状況について、2ページから3ページにかけて記載しております。

3ページをご覧ください。

「(2) 検討の視点」でございます。

「改選日以降の分も改選後に月割りで充当できるようにするか検討する」としております。

次に、「(3) 方向性」につきましては、「改選後も月割りで充当できる取扱いとし、指針に明記する」としております。

次に、「2 事務所の事業ゴミに係る処理費の充当」でございます。

「(1) 現状」では、この処理費の充当について、指針に規定がないことを記載しております。

次に、「(2) 検討の視点」としましては、「事務所から排出される紙などの事業ゴミについては、政務活動の結果として排出されるものであることから、政務活動で使った備品の処分代と併せて、充当できることを指針に明記するか検討する」としております。

次に、「(3) 方向性」としましては、「事務所から排出される事業ゴミの処理費や政務活動で使った備品の処分代について、政務活動費で充当できることを指針に明記する」としております。

次に、「3 事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすること」でございます。

「(1) 現状」につきましては、現在の取扱いの状況について、3ページから4ページにかけて記載しております。

4ページをご覧ください。

「(2) 検討の視点」としては、「契約書の写しを議長提出書類とすることについては、共益費などの賃借料の内訳や共同の賃借人の存在なども確認することができ、政務活動費の透明性を高めることにもつながるため、議長提出書類とすかどうか検討する」こととしております。

次に、「(3) 課題」としては、「賃貸借契約書には個人情報が含まれ、様式も千差万別であるため、その内容の細部を議会局側で確認し、公開部分又は非公開部分を精査する事務の煩雑さなども考慮する必要がある」としております。

「(4) 方向性」としては、「賃貸借契約書の議長提出については、現行の事務所台帳の記載事項を拡充することで、透明性を図ることが可能であるため、今年度は事務所台帳の拡充についての方向性を決定するものとし、内容については、来年度の政務活動費連絡会で検討を行う」としております。

次に、「4 改選期の3月分の支出に係る証拠書類等の事前確認の提示期日」でございます。

「(1) 現状」としては、4月10日までに提示するものであることを記載しております。

「(2) 検討の視点」としては、「改選期の3月支出分については、4月10日までに事前確認の提示をすることが難しいため、提示時期を見直すか検討する」としております。

「(3) 課題」としては、「政務活動費条例により、議長提出書類の提出期限は、翌年度の4月30日までと規定されているため、事前確認における修正などの事務手続を勘案すると、4月10日を大きく見直すことは難しい」としております。

次に、「(4) 方向性」としては、「改選期の3月支出分について、可能な範囲で議長への事前確認の提示期日を遅らせることとし、具体的な期日は「別途議長が定める日」とする」としております。

最後に、「Ⅲ 今後の対応」につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

#### (田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

座長案について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案について、各会派お持ち帰りのうえ、ご検討いただき、次回連絡会において改めて協議願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承願います。

私からは以上でございますが、この際、何かご発言ございますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、12月6日水曜日、本会議散会後に開催いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を閉会いたします。

ありがとうございました。